

1. 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 12 月 3 日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号 【一部改正】平成 21 年 8 月 20 日発雇児 0820 第 5 号 <u>【一部改正】平成※年※月※日発雇児 ※ 第 ※ 号</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 12 月 3 日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号 【一部改正】平成 21 年 8 月 20 日発雇児 0820 第 5 号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新	旧
<p data-bbox="163 199 241 225">別紙</p> <p data-bbox="324 271 947 296">児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p data-bbox="152 339 226 365">(通則)</p> <p data-bbox="143 375 1122 588">1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p data-bbox="152 616 293 641">(交付の目的)</p> <p data-bbox="143 651 1122 746">2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="152 790 293 815">(交付の対象)</p> <p data-bbox="143 825 591 850">3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p data-bbox="152 959 521 984">(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p data-bbox="181 994 1106 1091">ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p data-bbox="181 1099 1128 1197">イ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p data-bbox="181 1204 591 1230">ウ 児童家庭支援センター運営等事業</p> <p data-bbox="181 1238 1128 1335">（ア）平成10年5月18日雇児発第397号厚生労働省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p data-bbox="181 1343 1128 1404">（イ）平成10年5月18日雇児発第397号厚生労働省児童家庭局長通知の別紙2「退所児童等アフターケア事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置</p>	<p data-bbox="1162 199 1240 225">別紙</p> <p data-bbox="1323 271 1946 296">児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1151 339 1225 365">(通則)</p> <p data-bbox="1142 375 2121 588">1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1151 616 1292 641">(交付の目的)</p> <p data-bbox="1142 651 2121 746">2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="1151 790 1292 815">(交付の対象)</p> <p data-bbox="1142 825 2134 956">3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。</p> <p data-bbox="1171 999 2051 1024">(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p data-bbox="1171 1102 2096 1128">(2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p data-bbox="1171 1241 2096 1267">(3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p>

新	旧
<p>市が行う退所児童等アフターケア事業</p> <p>エ <u>平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</u> 削除</p> <p>オ <u>平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</u></p> <p>カ <u>平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</u></p> <p>キ <u>平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p>(2) DV・女性保護対策等支援事業</p> <p>ア <u>昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</u></p> <p>イ <u>売春防止活動・DV対策機能強化事業</u> (ア) <u>昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のイに基づき都道府県が行う婦人保護に係る啓発活動事業</u></p> <p>(イ) <u>平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業</u></p> <p>(ウ) <u>平成※年※月※日雇児発 ※ 第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業</u></p> <p>(エ) <u>平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業</u></p> <p>(オ) <u>平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通</u></p>	<p>(4) <u>都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</u></p> <p>(5) <u>都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）</u></p> <p>(6) <u>都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</u></p> <p>(7) <u>都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</u></p> <p>(8) <u>市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p>(9) <u>都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</u></p> <p>(10) <u>都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業</u></p>

新	旧
<p>知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業</p> <p>(カ)平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業の実施について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業</p> <p>(キ)平成※年※月※日雇児発 ※ 第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(1)のキ以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(1)のキの事業</p> <p>(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(交付額等の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(8)以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(8)の事業</p> <p>(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(交付額等の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を</p>

## 新

受けなければならない。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。  
 なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。  
 この場合において(2)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (11) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

## 旧

受けなければならない。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。  
 この場合において(2)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)